

## 三浦市姉妹都市国際交流青年日本語補助教員（令和7年派遣） 募集要項

### 1 事業概要

オーストラリア・ウォーナンブル市にある私立エマニュエルカレッジからの要請により、私立エマニュエルカレッジの日本語の授業で日本語教師の補助をする日本語補助教員1名を募集します。

私立エマニュエルカレッジでは、従来、ヴィクトリア州との連携により日本語補助教員を日本から受け入れてきましたが、この貴重な体験となる職を、姉妹都市交流推進のため、平成28年度から三浦市の青年に限定して募集しています。当実行委員会は応募者の中から選考を行い、私立エマニュエルカレッジに推薦します。

推薦された方は、私立エマニュエルカレッジと日本語補助教員としての契約を結ぶこととなり、また、私立エマニュエルカレッジの支援のもとビザ（サブクラス 408）を取得する必要があります。取得できない場合は、渡航はできませんので留意願います。

日本語補助教員には毎週 200 オーストラリアドル程度が支給されるほか、ホームステイが無料で提供されます。一方、万一の際の補償については、自分で加入する海外傷害保険の範囲内となり、日本に帰国する際の航空券代を除き、そのほか一切の費用も自己負担となります。詳細は、「私立エマニュエルカレッジ — 三浦市 日本語補助教員交換事業」を参照して下さい。

当実行委員会では、貴重な機会ととらえていますが、長期にわたる海外生活であり、応募に当たっては、ご家族、職場関係者、学校関係者などともよく相談した上で、自己責任の自覚を持ちお申し込みください。

### 2 募集人数 1名

### 3 募集対象

- (1) 三浦市に住所を有する者（通算で1年以上）
- (2) ウォーナンブル市と三浦市の交流の促進に意欲をもっている者
- (3) 健康で、異文化に対し柔軟な姿勢を持っている者
- (4) ビザ取得要件を満たす（見込みのある）者。主な要件は以下のとおりです。

ア ビザ取得時点で年齢が 18 歳以上 30 歳以下であること。

なお、応募時点で未成年者の場合は保護者の同意が必要です。

イ 英語資格について、以下いずれかのスコアを有すること。

(ア) IELTS 4.5

(イ) TOEFL iBT 32

(ウ) PTE Academic 30

(エ) Cambridge English:Advanced (CAE)147

### 4 応募方法

次の書類を令和6年11月27日（水）17時までに、事務局の三浦市政策部政策課へ提出（郵送可・必着）してください。

- (1) 三浦市姉妹都市国際交流 青年日本語補助教員参加申込書（写真貼付）
- (2) 課題作文

ア 日本語で作成し、別添原稿用紙を利用して3枚以内でまとめること。課題名の記載は不要です。1行目から書き始めてください。

イ 課題

「あなたが、私立エマニュエルカレッジの生徒に伝えたい日本の魅力と三浦の魅力をひとつずつ取り上げ、その魅力を具体的に説明してください。」

- (3) 英語資格の成績表コピー（取得時期不問）

上記「3（4）イ」に掲げる英語資格又は次に掲げる英語資格を取得している場合は、その成績表のコピー

ア TOEIC

イ 英検

ウ その他

## 5 選考方法

応募書類一式及び面接（日本語及び英語）により選考を行います。

## 6 選考スケジュール

- (1) 募集期間 令和6年11月7日（木）～令和6年11月27日（水） 17:00 まで
- (2) 面接日 令和6年11月30日（土） 時間については、別途お知らせします。都合がつかない場合は下記事務局まで連絡ください。
- (3) 合格発表 令和6年12月4日（水）までに、郵送で発送します。
- (4) 渡豪のための諸手続（査証申請、航空券手配、海外旅行傷害保険加入等）
- (5) ビザ取得後、エマニュエルカレッジと調整して渡航時期決定後に出発します。

## 7 費用

この事業に要する一切の費用は本人の負担となります。主な費用は次のとおりです。

- (1) オーストラリアまでの航空券代（帰国時の航空券代は、エマニュエルカレッジが負担します。）
- (2) パスポートの発給に係る手数料
- (3) ビザ取得のための手数料・健康診断書料
- (4) 医療保険料・海外傷害保険料（新型コロナウイルス感染症の補償を含む。）

## 8 留意事項

- (1) サブクラス 408 スペシャルビザの取得が必須となります。エマニュエルカレッジにおいて取得のサポートはいたしますが、取得できない場合は、渡航はできないこととなります。  
なお、ビザの申請書には、犯罪歴に関する記述も必要となります。
- (2) 当実行委員会の役割は、応募者を選考し、推薦することです。渡航中、滞在中における事故、トラブル等により発生したいかなる損害、損失について、当実行委員会は一切の責任を負いませんので、留意願います。

## 9 提出・問い合わせ先

三浦市青年日本語補助教員姉妹都市国際交流実行委員会事務局

三浦市政策部政策課

〒238-0298 三浦市城山町1番1号

TEL 046-882-1111（内線 209）

FAX 046-882-2836

E-mail [seisaku0101@city.miura.kanagawa.jp](mailto:seisaku0101@city.miura.kanagawa.jp)